主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遣水祐四郎の上告趣意(後記)について。

刑の量定が人種、信条、性別、社会的身分又は門地等により被告人を差別するものでない限り憲法一四条の規定に反するものでないことは当裁判所の判例の示すところであり(昭和二三年(れ)七〇号同年五月二六日大法廷判決参照)原判決は憲法一四条所定の事由により被告人を差別待遇したと認むべき形跡はなく、被告人の犯行、犯情その他諸般の事情に鑑み第一審の科刑を相当であると判断しているのであるから、所論憲法違反の主張はその前提となる事実を欠き理由のないこと明らかである。

なお本件について記録を精査しても刑訴四――条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四○八条に従い全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判	長裁判官	井	上			登
	裁判官	島				保
	裁判官	河	村	又		介
	裁判官	小	林	俊		Ξ
	裁判官	本	村	善	太	郎